

災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定書

山形県警察（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警察活動に必要な災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対する災害応急対策業務の支援要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務を行う上で必要があるときは、乙に対し、次に掲げる事項について、支援を要請することができる。

(1) 災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う障害物の除去作業

(2) その他甲が必要と認める作業

2 前項の規定による要請は、乙に対し、「災害応急対策業務支援要請書」（別記様式第1号）（以下「要請書」という。）を交付することにより行うものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請することができる。

3 前項ただし書の規定により要請した場合、甲は、事後速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り優先して災害応急対策業務の支援に努めるものとする。

2 乙の会員（以下「協会員」という。）は、支援に当たっては、甲の現場責任者の指示を受けるものとする。

3 乙は、災害応急対策業務の支援が終了した後、速やかに「災害応急対策業務支援結果連絡書」（別記様式第2号）を甲に提出するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、協会員が円滑に協力できるように、乙及び協会員に被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び協会員は、前条の業務を行うに当たり、必要な情報を甲に求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の支援要請に基づき実施した作業に要した費用は、甲の負担とし、その価格は災害時の直前における通常価格を基準にして、甲と乙が協議の上、決定するものとする。ただし、当該費用を負担すべき甲以外の者がある場合は、この限りではない。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、甲から防災訓練等への参加について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月26日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部長

一瀬 圭



乙 山形市久保田二丁目1番47号

一般社団法人山形県解体工事業協会

代表理事

井上 尚



年 月 日

山形県解体工事業協会会長 殿

山形県警察本部長

災害応急対策業務支援要請書

次のとおり災害応急対策業務の支援を要請します。

災害の状況 及び業務内容			
支援を必要 とする建設 資機材及び 労力	車 種	台 数	人 員
支 援 先			
支 援 期 間			
現 場 責 任 者			
そ の 他			
要 請 者			
	TEL	FAX	

山形県警察本部長 殿

山形県解体工事業協会会長

災害応急対策業務支援結果連絡書

次のとおり災害応急対策業務の支援結果を連絡します。

業務に従事した事業者名			
支援を実施した建設資機材及び労力	車 種	台 数	人 員
業務従事内容			
従 事 先			
従 事 期 間			
現場責任者			
そ の 他			
担 当 者			
	TEL	FAX	